

# 平成26年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。  
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。  
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

1. 対象者 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者  
 (1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）  
 (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）  
 具体的には、平成25年中の所得で、同居の家族（住民票は別でも同一生計の人は含む）全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

認定基準参考例	世帯	家族構成	総所得額
	2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
	3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額はだいたいの目安です。 ※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。  
 所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除（社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ）

2. 援助項目 学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等  
 ※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法 補助対象者で就学援助を希望する方は、次の要領で学校に申請してください。  
 【受付期間】平成26年4月21日（月）～5月23日（金）  
 【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布） ②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部  
 ③平成26年度課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員） ④その他（家賃証明書・預金通帳の写し等）  
 ※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要（同意しない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください）  
 ※平成26年1月1日現在で西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がないため、後日、課税証明書の提出を求めます。  
 【提出先】就学先の小・中学校

4. 追加申請について 上記の受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。  
 ただし、受付月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。  
 【追加受付期間】要保護（生活保護）を受けている方 平成27年3月末日まで  
 準要保護（要保護以外の方） 平成26年12月26日（金）まで  
**お問い合わせ 各小・中学校または教育委員会教育総務課 ☎945-5039（内線513）**

# 平成26年度 西原町中学生海外短期留学の参加者募集

【目的】本町の中学生を海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指す。  
 【方針】派遣人数は8名以内とする。費用は全額保護者負担となりますが、費用の8割を西原町が補助します。平成25年度要保護・準要保護概要者は、費用の10割を補助します。  
 ※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。  
 【応募資格】西原町に在住する中学生（就学のため、一時的に町外に転出している者を含む）  
 ・英語に対する興味、関心、意欲のある生徒で、英検3級程度の実力を有する者。  
 ・心身ともに健康で、1か月程度の海外生活に耐えうる者。

・友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている者。  
 ・留学前の事前研修、事後研修のすべてに参加できる者。  
 ・これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者。  
 ・事業参加後、帰国報告会に参加できる者。  
 ・保護者の同意が得られる者。  
 ・町税、学校給食費、学級費等を滞納していないこと。  
 【派遣先】アメリカ合衆国  
 【派遣期間】夏休み期間中の30日間程度  
 【応募方法】①募集期間 4月10日（木）～4月24日（木）  
 ②提出書類 申込書・英文申込書（本人）、同意書（保護者）、調査書（学校）  
 ※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。

**お問い合わせ 教育委員会教育部 教育総務課 ☎945-5039（内線512）**

# 国民年金学生免除のお知らせ

## 学生のみなさん！ 学生免除の手続きはお済みですか？



学生の方で、本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予して10年以内は納付（追納）ができる学生納付特例制度があります。

**対象者** 学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方

**持ってくる物** 年金手帳・印鑑・学生証（コピー可）または在学証明書  
 ※代理の場合、委任状（同一世帯でない場合）、身分証明書（免許証、健康保険証等）も必要

平成25年度において学生納付特例制度が認定されている方で、平成26年度も引き続き在学される方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、初めて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書（ハガキ形式）が送付されていない方は、福祉部福祉課窓口での申請手続きが必要です。

**ご注意!** ●平成25年度（平成24年4月～平成25年3月）の学生免除受付期間は**4月30日（水）**までです。  
 ●3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、**7月31日（木）**までに一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

**お問い合わせ 福祉部福祉課 年金係 TEL 945-5311（内線121.123）**

# 災害時要援護者台帳に登録された方へ

**災害時要援護者台帳とは?** 災害の時に自分の力だけでは避難等が難しい方（要援護者）が避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録するもので、災害の時に活用します。

**要援護者として登録された方が心がけること** 災害の時に自分の力だけでは避難等が難しい方（要援護者）が避難を支援していただく方（地域支援者）と一緒に登録するもので、災害の時に活用します。  
 ①日頃から「自分の身は自分で守る」ことを意識しましょう。  
 ※台帳に登録することによって災害時の支援を保証するものではありません。  
 災害時に助けてくれると思っている地域支援者のみなさんも同じ被災者です。  
 ※地域支援者に登録されたからといって法的な責任や義務を負うものではありません。

- ②地域との交流を持ち、自分が生活していることをアピールしましょう。  
 ③防災訓練への参加の呼びかけがある時は、できる限り参加しましょう。  
 ④災害に備えて自分のできることは、自分で行うよう心がけましょう。  
 ⑤災害が起こりそうな時、また、起こった時は、地域支援者へ自分から連絡するよう心がけましょう。  
 ⑥登録内容を変更する場合（変更があった場合）は福祉部福祉課へご連絡ください。



**登録をご希望の方は...** 登録するためには**申込み**が必要です。要援護者自身で申込みほか、家族からの申込みも可能です。（ただし、本人の同意と地域支援者が必要）  
 申込みはいつでも受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

**お申し込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 TEL 945-5311 FAX 944-6551**